令和2年第3回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和2年3月13日(金) 午前10時				
閉会日時	令和2年3月13日(金) 午前10時27分				
場所	湯沢市役所本庁舎3階 会議室33・34				
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 佐藤 恵 教育委員 議席番号2 芳賀 誠 教育委員 議席番号3 阿部 和榮 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子				
欠 席 者	なし				
出席職員	教育部長 佐藤 司 教育総務課長 菅野恵美子 学校教育課長 佐藤 芳一 生涯学習課長 藤山 英信 教育総務課総務班長(書記) 木村 了				
傍 聴 人	なし				

【会議に提出された議案】

議案第7号 部課所(館)長の任免について

議案第8号 湯沢市中学校部活動指導員要綱の制定について

【前回議事録の承認】

第2回の議事録について原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び3番の委員を指名した。

【教育長の報告】

新型コロナウィルス関連報告

- ・卒業式の対応について
- ・臨時校長会の開催について
- ・臨時登校日について

令和2年第3回 湯沢市教育委員会議事録

【議事】

○議案第7号 部課所(館)長の任免について

※ 人事に関する内容であるため、委員のみで審議することが教育長から提案 され、委員全員の賛成により教育長と委員のみで審議及び採決を行った。

〇議案第8号 湯沢市中学校部活動指導員要綱の制定について

(学校教育課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	第7条の「1週間当たり36時間15分以内」という記述を疑問に思っていたが、今の説明を聞いて理解した。
委員	この制度は技術の向上、教員の負担軽減の2点で大変有効である。 特にスポーツ指導では、生徒にとってきつい指導を行うことがあり得る。生徒が意欲を持って部活動を続けられるよう、学校とともにその点に注意しながら、制度を十分活用してほしい。
委員	学校にとってプラスになるのはもちろん、子どもたちにとっても成果、成長が見られるような取組を指導員には期待している。 学校と指導員のきめ細やかな連携のもと進めてほしい。
学校教育課長	学校側のしっかりしたフォローが、指導員の活動には大変 重要である。せっかく引き受けていただくので、長く続けら れるよう支援していきたい。

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
成木サッ田ガ	11 4	四次 レベルロ ノベ
議案第7号	部課所(館)長の任免について	可 決
議案第8号	湯沢市中学校部活動指導員要綱の制定について	可 決

令和2年 第3回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和2年3月13日(金) 午前10時 場 所 市役所本庁舎3階 会議室33・34

会 議 次 第

- 1. 開 会
- 2. 前議事録の承認

※議事録署名委員の指名(2名)

- 3. 教育長の報告
- 4. 議 事

議案第7号 部課所(館)長の任免について

議案第8号 湯沢市中学校部活動指導員要綱の制定について

- 5. 報 告
- 6. その他
- 7. 閉 会

令和2年 第3回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第7号 部課所(館)長の任免について

議案第8号 湯沢市中学校部活動指導員要綱の制定について

議事録署名委員

1番 佐藤恵 委員

3番 阿部和榮 委員

議案第7号

部課所(館)長の任免について

部課所(館)長を別紙のとおり任免する。

令和2年3月13日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和 田 隆 彦

議案第8号

湯沢市中学校部活動指導員要綱について

湯沢市中学校部活動指導員要綱の制定を別紙のとおり提案する。

令和2年3月13日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和 田 隆 彦

提案理由

文部科学省「部活動指導員配置促進事業」及び秋田県「運動部活動活力アップ支援事業」に基づき、本市において令和2年度から「部活動指導員配置促進事業」を実施することから、部活動指導員に関して必要な事項を定めるものです。

令和2年3月 日

教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2 項に規定する部活動指導員(以下「指導員」という。)の設置に関し必要な事項 を定めるものとする。

(職務)

- 第2条 指導員は、湯沢市立中学校(以下「中学校」という。)の指導方針及び指導計画に基づき、校長の指導及び監督の下、次に掲げる職務を行うことができる。
 - (1) 実技指導
 - (2) 安全及び障害予防に関する知識並びに技能の指導
 - (3) 大会、練習試合等学校外での活動への引率
 - (4) 用具及び施設の点検並びに管理
 - (5) 部活動の管理運営
 - (6) 保護者等への連絡
 - (7) 年間及び月間指導計画の作成
 - (8) 生徒指導に係る対応
 - (9) 事故が発生した際の現場対応

(身分)

第3条 指導員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項 第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(要件)

- 第4条 指導員は、満20歳以上の者で、秋田県中学校体育連盟等大会主催者(以下「大会主催者」という。)からの要望があった場合に大会運営に協力することができ、次の各号に掲げるいずれかに該当するもののうち、湯沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任用するものとする。
 - (1) 教育職員免許法(昭和24年法律147号)に基づく中学校教員免許を有するもの
 - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者資格を有するもの
 - (3) 中央競技団体が認定した指導者資格を有するもの

- (4) 指導する部活動に係る専門的な技能及び知識を有し、かつ学校教育に関する十分な理解を有していると認められたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する地方公務員(公立学校に勤務する非常勤講師を除く。)は任用しないものとする。

(任用手続)

- 第5条 指導員の配置を希望する校長は、部活動指導員配置申請書(様式第1号) を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 指導員の配置を希望する校長は、運動部活動の在り方に関する総合的なガイド ライン (平成30年3月19日付け29ス庁第649号)及び運動部活動運営・指導の手引 (平成30年8月秋田県教育委員会)に基づき、部活動に関する学校の方針を作成 しなければならない。

(任期)

第6条 指導員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの範囲内で教育委員 会が定めるものとする。ただし、再度の任用を妨げない。

(勤務日及び勤務時間)

- 第7条 指導員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり36時間15分以内、年間 210時間以内とする。
- 2 指導員の勤務日及び勤務時間は、校長が決定するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 指導員の報酬及び費用弁償については、湯沢市会計年度任用職員の給与及 び費用弁償に関する条例(令和元年湯沢市条例第16号)の定めるところによるもの とする。

(公務災害の補償)

第9条 指導員は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第2項の 規定による労働者災害補償保険を適用するものとする。

(研修)

- 第10条 教育委員会は、指導員に対して、以下の研修を行うものとする。
 - (1) 部活動の教育的意義及び教育上の位置付け
 - (2) 服務
 - (3) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導

- (4) 安全及び障害予防に関する知識並びに技能の指導
- (5) 生徒指導や保護者等の対応及び事故が発生した場合の現場対応
- (6) 障がいのある生徒への配慮
- (7) その他部活動運営に必要な研修
- 2 校長は、指導員に対して、以下の研修を行うものとする。
 - (1) 学校及び各部の活動の目標や方針(活動時間や休養日の徹底を含む。)
 - (2) 学校及び各部が抱える課題
 - (3) 学校及び各部における用具、施設の点検管理

(服務)

- 第11条 指導員は、その職務の遂行に当たっては、校長の監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。
- 2 指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 指導員は、大会等に引率し、又は監督等を務めるときは、大会主催者の定める 規定に従わなければならない。

(解任)

- 第12条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指導員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障により、その職務に耐えられないとき。
 - (2) 職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。
 - (3) 前条第2項及び第3項の規定に違反したとき。
 - (4) その他指導員の任用を継続することが困難となったとき。

(職務実績の報告)

- 第13条 指導員は、教育委員会が定める日までに部活動指導員勤務状況報告書(様式第2号)及び湯沢市部活動指導員記録(様式第3号)を校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の報告を受けたときは、内容を確認し、当該月の翌月5日までに 教育委員会に提出しなければならない。

(地域との連携)

第14条 校長及び教育委員会は、指導員の確保に資するため、地域の体育協会、ス

ポーツ団体及びスポーツクラブ等との連携を積極的に図るものとする。 (その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、指導員に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

湯沢市教育委員会教育長 様

湯沢市立 校長 印

年度 部活動指導員配置申請書

部活動指導員について、下記のとおり配置を申請します。

- 1 主たる指導部名
- 2 主たる指導部員数

人 (男子 人、女子 人)

3 部活動指導員

住	所	₹			(連	絡先)					
(&n)	がな)				性別		生年	月日	(年齢	;)	
氏氏	名名						年	月	日	(満	歳)
職	業				勤務	先					
	経験・資格(競技名・指導歴・段位等)										
申請理由(具体的に記載すること)											

4 当該部活動顧問氏名

第号年月日

湯沢市教育委員会教育長 様

湯沢市立 校長 即

部活動指導員勤務状況報告書(月分)

次のとおり勤務したことを報告します。

部活動指導	算員氏名					
勤務日	時間数	備考	勤務	;日	時間数	備考
月 日	時	間	月	日	時間	
月 日	時	盯	月	日	時間	
月 日	時	間	月	日	時間	
月 日	時	間	月	日	時間	
月 日	時	間	月	日	時間	
月 日	時	間	月	日	時間	
月 日	時	間	月	日	時間	
月 日	時	間	月	日	時間	
月 日	時	間	月	日	時間	
月 日	時	間	月	日	時間	
月 日	時	間	月	日	時間	
月 日	時	間	月	日	時間	
月 日	時	ii ii	月	日	時間	
月 日	時	間	月	日	時間	
月 日	時	iii	月	日	時間	
月 日	時	間	(合	計)	時間	
特記事項						

様式第3号(第13条関係)

湯沢市部活動指導員記録

湯沢市立	学校	部活動名		確	校長	教頭	部活動 担当者		
指導員 名		部員数		認印					
月日	活動時間	欠席部員名・理由			指導内容・生徒の様子				
月日()									
月日()									
月日()									
月日()									
月日()									
月日()									

湯沢市中学校部活動方針

令和元年3月 湯沢市教育員会

○部活動の意義

湯沢市教育委員会では適正な部活動の運営に向けて、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及びスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、秋田県教育委員会の「文化部活動運営・指導の手引」「運動部活動運営・指導の手引」を踏まえ、「湯沢市中学校部活動方針」を策定した。

中学校では各部活動の休養日及び活動時間を明確にし、方針に沿った運用の徹底を図るものとする。

なお、休養日の設定や活動時間については生徒の心身の健康を重視し設定することが重要であり、怪我の未然防止やストレスによる意欲の低下に配慮し、生涯にわたり運動や文化活動に親しめるようにする。また、働き方改革による教職員の多忙化解消を図るものとする。

1 適切な休養日等の設定

【具体的な基準について】

- ①学期中の設定
- ・週当たり2日以上の休養日を設ける。
- ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は1日以上、休養日を設ける。
- ・土曜日及び日曜日に大会などで活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とする。
- ・朝練習については、校長が大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ、限定的に行うことができる。
- ・地域や学校の実態を踏まえ、定期試験の前後の一定期間等、全部活動の休養日を設ける。

②長期休業中の設定

- ・学期中の休業日の設定に準じた扱いとする。
- ・生徒が十分な休養を取ることができるように、また、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間 (オフシーズン等)を設ける。

【留意事項】

- ①総合体育大会をはじめ各種新人大会、全県大会、東北大会、全国大会、各種コンクール等、技能を強化するための時期が必要であり、上記の基準だけでは生徒のニーズにこたえられない現状を考慮した場合、「ハイシーズン」としての時期を設けることができる。
- ②「ハイシーズン」では活動日を増やし、それ以外の時期に休養日を充分に確保する。 生徒の部活動に対する意欲の維持向上に努めるとともに、身体的な疲労の蓄積やバー ンアウト (燃え尽き) を防止する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進について

【適切な指導の実施について】

- ①生徒の心身の健康管理を行う。(「1 適切な休養日等の設定」参照)
- ②生徒の発達に応じた科学的な指導、安全の確保 (活動場所の施設・設備の点検)、 事故発生時の適切な対応を行い、事故防止に努める。
- ③生徒の人格を傷付ける言動や、体罰はいかなる場合も許されない。生徒並びに保護者 からの信頼を損ねるような行為の根絶に努める。
- ④ストレスによる意欲低下や、バーンアウト(燃え尽き)することなく、体力の向上や 技能・技術の向上により、生涯を通じて文化や運動に親しむ態度を培うことを目標と する。
- ⑤生徒の個人差や発育・発達を十分に理解し、個々の能力や体力に合った指導を工夫する。その際、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、信頼関係を構築する。

【留意事項】

- ①体罰防止について
- ・体罰を「厳しい指導」として正当化することはあってはならない。また生徒の人間性 や人格の尊厳を否定するような言動や態度は、精神的な苦痛を与え体罰と同様に生徒 の心身に大きな影響を与えるため、生徒の手本となるような言動を心がける。
- ②不祥事等の防止について
- ・運営に係る経費については年間計画に基づき適切な運用を行い、事前に校長の許可を 得るとともに、保護者の理解を得たうえで徴収する。明朗な会計処理を行い、保護者 会等で決算報告をする。
- ・大会やコンクールへの参加について、生徒の移動に協力する保護者の任意保険加入を 促す。また公共交通機関や市のスクールバスを有効に利用する。

3 適切な運営のための体制整備について

【指導体制の構築について】

- ①校長は、生徒や教諭の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の部を設置するよう努める。
- ②平成29年4月1日「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行された。それを基に部活動指導員を任用し、指導内容の充実、生徒の安全確保、教諭の長時間勤務の解消等を図る。

【運営等に係る体制整備について】

- ①湯沢市教育委員会
- ・部活動指導員を学校に配置する。
- ・部活動指導員に対して「湯沢市中学校部活動指導員要綱」に基づき、学校教育を理解 し、教育的意義や生徒の発達段階における科学的な指導、安全確保、体罰防止、服務 などを遵守するための研修を行う。

②学校

- ・部活動の適切な配置(【指導体制の構築①】参照)
- ・部活動計画の作成(「1 適切な休日等の設定」参照)
- 教職員の指導日数や指導時間の確認・指導

【地域との連携について】

生徒の活動環境の充実という観点から、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のために協働・融合して環境整備を進める。

4 部活動指導員の基本方針について

【勤務時間について】

①「湯沢市中学校部活動指導員要綱」をもとに、

平日 1日2時間以内 × 3日

土日勤務の場合は1日3時間以内 (必ず1日は休養日にしなくてはならない)

年間 210 時間以内(35週以内)

- ・「教職員の超過勤務軽減」と「該当部活動の技術向上」を図るという目的があるので 原則として長期休業中ではなく平日の勤務を行う。
- ・大会参加等の勤務においては、1日の活動時間を超えても差し支えない。(平日及び 学校休業日)なお、勤務時間が超過した場合は他の日に振り替えることとする。
- ②「部活動指導員に関する文部科学省から出された通知」(秋田県教育庁保健体育課) の中の「補習等のための指導員等派遣事業 Q & A」に基づき、部活動指導員は同一 中学校において同一の部活動への勤務は最長3年間とする。

【人材バンクの登録について】

部活動指導員は文部科学省「補習等のための指導員等派遣事業」の「中学校における 部活動指導員の配置」に基づき、部活動指導員は「湯沢市生涯学習人材バンク」に登録 する。

5 その他

【小学校の部活動について】

小学校の部活動においては、児童の実態を把握し、「湯沢市中学校部活動方針」に基づいて行うこととする。